

半田市における地下水汚染について（続報）

1 調査結果の概要

ほう素及びその化合物の地下水基準超過が確認された汚染井戸から半径約500mの範囲内にある周辺事業場の調査を行ったところ、ほう素及びその化合物の取扱履歴がある事業場が確認されましたが、当該事業場は汚染井戸より地表が低く、汚染井戸への地下水流向ではないと推察されました。

また、同範囲内にある井戸を調査しましたが、採水可能な井戸が無かったため、地下水の水質測定は実施していません。

これらのことから、汚染原因の特定には至りませんでした。

2 今後の対応

事業者は、掘削除去及び地下水モニタリングを実施中です。

県は事業者に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するように指導していきます。

参考

○ 基準を超過した特定有害物質について

- ・ほう素及びその化合物

急性毒性としては、悪心、嘔吐、下痢、腹痛等の症状を起こします。ホウ酸の中毒量は成人で1～3g、経口致死量は成人で15～20g、幼児で5～6g、乳児で2～3gとされています。また、慢性毒性としては、ホウ酸水でうがいを続けたときなどに起きる食欲不振・無力症等のほか、ホウ酸を添加した食品の摂取による消化管障害の報告があります。

(参考：改訂4版 水道水質基準ガイドブック 日本環境管理学会編)